

諸外国における生物検定法の利用状況について

1. EUにおける食品・飼料規制への利用

2002年7月1日に施行された「食品・飼料のダイオキシン類基準」を担保する公定法が、2002年7月26日のEC指令で規定。この中で、スクリーニング手法として生物検定法を採用。

< EC指令の概要 >

- ・本格測定法とスクリーニング測定法を定め、スクリーニング法での測定で、基準値の6～7割以上の場合は、本格測定法で再度測定し、判定する。これ以下の値であれば基準を満たしているとする。
- ・最終確認のための本格測定法は、高分解能GC/MS法。
- ・スクリーニング測定法として、
 - 細胞を用いる生物検定法 (cell-based bioassay)
 - キットを用いる生物検定法 (kit-based bioassay)を指定。

2. 米国におけるスクリーニング法としての利用

米国環境保護庁(EPA)は、以下の方法をEPA Methodとして制定。

- ・ Method 4425 (2000年11月)
 - ヒトの細胞を用いたレポーター遺伝子アッセイによるスクリーニング法
 - (対象媒体: 土壌、底質、組織、水)
- ・ Method 4025 (2002年10月)
 - 抗ダイオキシン抗体を用いたイムノアッセイによるスクリーニング法
 - (対象媒体: 土壌)